

がん検診に関する検討会	
-------------	--

平成 19 年 6 月 26 日	資料 6
------------------	------

資料 6 :

平成 20 年度以降の各種保健事業について

各種保健事業の取扱いについて(イメージ図)

これまでの取扱い

老人保健法による健診等

基本健診(40歳以上)

市町村

歯周疾患検診
骨粗鬆症検診
健康手帳
健康教育、健康相談等

市町村

がん検診

※平成10年度に一般財源化した後は、法律に
基づかない事業として市町村が実施

医療保険各法による健診等

健診等の努力義務

医療保険者(市町村国保・被用者保険)

労働安全衛生法による健診等

健診の実施義務
その他の保健事業の努力義務
事業者(雇用主)

平成20年度からの取扱い

健康増進法による保健事業

歯周疾患検診
骨粗鬆症検診
健康手帳
健康教育、健康相談等
市町村

がん検診
(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん)
市町村

高齢者医療法による健診・保健指導

糖尿病等の生活習慣病に着目した
特定健康診査・特定保健指導
(40歳以上)

※ 他の保健事業も医療保険各法により努力義務
医療保険者

労働安全衛生法による健診等

健診の実施義務
その他の保健事業の努力義務
事業者(雇用主)

◎健診の実施責任者の明確化
(特に手薄だった被扶養者の健診の強化)
◎保健指導の重視

保健指導の実施に
当たって連携

「健康増進計画」／「健診の実施等に関する指針」による総合調整

平成20年度以降の各健康増進事業実施者による健康診査について

0 ～ 2 歳	<p>○母子保健法 (目的) 乳児及び幼児の健康の保持及び増進 (健診対象) 満1歳半を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児 / 乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者) (実施主体等) 市町村 [義務/努力義務]</p>				
3 歳					
4 ～ 15 歳	<p>○学校保健法 (目的) 児童、生徒、学生及び幼児の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること (健診対象) 学校に就学させるべき者、児童、生徒、学生及び幼児 (実施主体等) 市町村教育委員会(学校に就学させるべき者) [義務]、学校(児童、生徒、学生及び幼児) [義務]</p>				
16 ～ 39 歳	<p>○医療保険各法(健康保険法、国民健康保険法等) (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [努力義務]</p>	<p>○労働安全衛生法 (目的) 労働者の安全と健康の確保 (健診対象) 労働者 (実施主体等) 事業者 [義務/努力義務]</p>	<p>○学校保健法 (目的) 職員の健康の保持増進 (健診対象) 学校の職員 (実施主体等) 学校の設置者 [義務]</p>		<p>○母子保健法 (目的) 母性の健康の保持及び増進 (健診対象) 妊産婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子) (実施主体等) 市町村 [努力義務]</p>
40 ～ 64 歳	<p>○高齢者医療確保法 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [義務]</p>			<p>○健康増進法 (目的) 国民の健康の増進 (健診対象) 住民 (実施主体等) 市町村 [努力義務]</p>	
65 歳 ～ 74 歳	<p>○医療保険各法 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [努力義務]</p>			<p>注：歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、がん検診等を法第19条の2に基づく省令に規定した場合</p>	
75 歳 ～	<p>○高齢者医療確保法 (目的) 被保険者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者 (実施主体等) 後期高齢者医療広域連合 [努力義務]</p>				<p>○介護保険法 (目的) 被保険者の要介護状態等となることの予防等 (健診対象) 第一号被保険者(介護保険) (実施主体等) 市町村 [義務]</p>

がん検診に関する検討会	
平成19年6月26日	資料7

資料7：

結核予防法及び労働安全衛生法における結核
検診の状況について

旧結核予防法及び労働安全衛生法における結核検診の状況について

- 平成 17 年 4 月に施行された旧結核予防法では、改正前の結核予防法で実施していた、結核の早期発見対策としての一律的・集団的な定期健康診断について、効率化・重点化を図る観点から見直しを行い、高齢者等の結核を発症しやすい集団や、集団感染防止の観点から、高校・大学の入学時や、高齢者施設の入所者などに対する検診を定期健康診断に位置づけることとされた。(別紙 1、2)

なお、平成 18 年には、入院勧告の規定など結核についても感染症対策全般に共通する規定を適用し、人権を尊重した適正手続を拡充するとともに、従来の結核対策に加えて、より実効ある対策を講ずるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合された。

- 他方、労働安全衛生法では、常時使用する労働者に対し、年 1 回の胸部エックス線検査が義務づけられている (別紙 3)。

(参考)労働安全衛生法に基づく健康診断等において行われている胸部エックス線検査の実施の意義・対象・頻度等について検討を行うため、「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」が開催され、平成 18 年 8 月に報告書がとりまとめられた。本報告書においては、定期健康診断における胸部エックス線検査は原則として 40 歳以上を対象とする等の提言がなされている(別紙 4)。

旧結核予防法の一部を改正する法律について（平成16年法律第133号）

（別紙1）

結核は依然我が国最大の感染症であり、患者の特性の変化、予防施策に関する知見の蓄積等の結核を取り巻く状況の変化を踏まえ、予防接種におけるツ反の廃止、定期・定期外健診の効率的な実施等必要な見直しを行い、結核対策の充実強化を図る。

結核を取り巻く状況の変化

- ◆ **結核罹患率の低下傾向鈍化**
 - ・ 近年改善が鈍化し、平成9年には罹患率が上昇。10年、11年と連続して悪化。その後も改善は横ばい。
 - ・ 日本の結核罹患率は、ロシアを除いた先進諸国中最下位。
依然として「中まん延国」。
- ※ 新規結核患者数（10万人対）：日本25人、アメリカ5人、イギリス11人、フランス10人
- ◆ **結核の罹患状況の変化**
 - ・ 若年者中心の罹患から高齢者、ハイリスク者中心の罹患へ。（若年者の罹患率の低下）
 - ・ 地域格差の拡大。
- ※ 大阪市の罹患率は長野県の6倍
- ◆ **予防・医療に関する知見の蓄積**
 - ・ 予防接種の要否判定のためのツベルクリン反応検査の必要性の否定。

総合的・計画的な施策の推進の必要性

一律的・集团的対応からリスクに応じた対応への転換の必要性

科学的知見に基づく予防接種の実施の必要性

◇若年者結核罹患率の低下
◇ツ反偽陽性者のBCG接種機会の喪失
◇BCG直接接種の安全性についての科学的知見の集積

具体的な見直しの内容

- ◆ **国・都道府県の計画の策定**
 - ① 国における基本指針の策定
 - ② 都道府県における予防計画の策定

- ◆ **リスクに応じた健診の実施**
 - ① 患者との接触が疑われる者に対する定期外健康診断の実施の強化
 - ② リスクに応じた定期健康診断の実施

- ◆ **予防接種におけるツ反の廃止**

予防接種の要否判定のために実施していたツ反の廃止・BCG直接接種の導入

- ◆ **服薬支援の積極的推進**

保健所・主治医による服薬支援の推進

施行期日 平成17年4月

旧結核予防法施行令の一部改正について(概要)

(別紙2)

1. 定期健診 (第2条関係)

➤ 集団感染防止の観点から

- 学校における健診
高校生、大学生等 (入学時健診)

➤ 感染の危険の高低に拘わらず
発症により二次感染を起こす
危険性が高い職業層

- 施設の入所者に対する健診
刑務所 (20歳以上毎年度)
社会福祉施設 (老人ホーム、障害者施設等)
(65歳以上毎年度)

➤ 地域の実情に応じた健診の実施
➤ 罹患率の高い高齢者層の健診を継続するとともに、都市部等結核罹患率が高い地域における、結核発症のリスクが高い住民等に対して重点的な健診を実施

- 事業所における健診
学校、病院、診療所、助産所、老健施設、
社会福祉施設の従事者 (毎年度)

- 市町村における健診
① 65歳以上 (毎年度)
② 結核の発生の状況、定期健診の結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に必要と認める者 (市町村の定める時期)

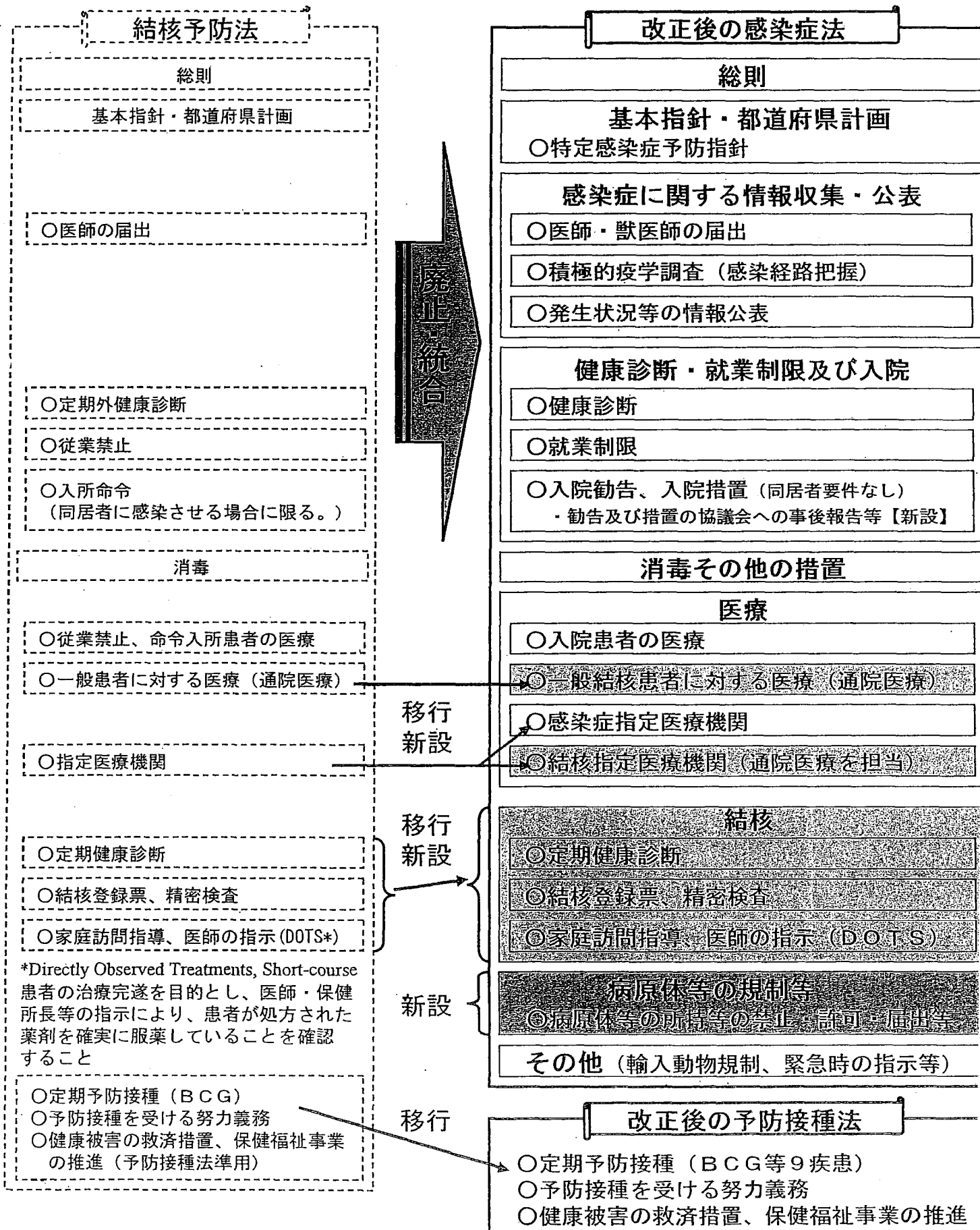
・ リスク評価を重視した効率的な健診
・ 接触者健診、有症状者受診に重点

2. BCG予防接種 (第2条の2関係)

4 歳 まで

生後6月まで
(やむを得ない場合は1歳まで)

結核予防法の廃止と改正後の感染症法・予防接種法との関係図



労働安全衛生法に基づく健康診断の概要

1. 健康診断の種類

- (1) 一般健康診断（法第66条第1項）
 - ・ 雇入時の健康診断（則第43条）
 - ・ 定期健康診断（則第44条）
 - ・ 特定業務従事者の健康診断（則第45条）
 - ・ 海外派遣労働者の健康診断（則第45条の2）
 - ・ 結核健康診断（則第46条）
 - ・ 給食従事者の検便（則第47条）
 - ・ 自発的健康診断（則第50条の2）

- (2) 特殊健康診断（法第66条第2項及び第3項、じん肺法）
 - ・ 高压室内作業に係る業務、潜水業務、放射線業務、特定化学物質を取り扱う業務等を有害な業務に従事する労働者に対する健康診断（令第22条）
 - ・ じん肺健康診断（じん肺法）

2. 定期健康診断の項目等

- (1) 健康診断項目
 - ① 既往歴及び業務歴の調査
 - ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - ③ 身長、体重、視力及び聴力の検査
 - ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
 - ⑤ 血圧の測定
 - ⑥ 貧血検査
 - ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT及びγ-GTPの検査）
 - ⑧ 血中脂質検査（血清総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
 - ⑨ 血糖検査
 - ⑩ 尿検査
 - ⑪ 心電図検査

(2) 対象及び頻度

- ・ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回

(3) 医師が必要でないと認める場合の健康診断項目の省略

- ・ 以下の項目については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	二十歳以上の者
かくたん検査	一 胸部エックス線検査によって病変の 発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発 病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査 及び心電図検査	四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。)
尿中の糖の有無の検査	血糖検査を受けた者

3. 結核健康診断の項目等

- ・ 健康診断の結果、結核発病のおそれがあると診断された労働者に対し、その後おおむね6ヶ月後に、次の項目について健康診断を行わなければならない。

(健康診断の項目)

- ① エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査
- ② 聴診、打診その他必要な検査

「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」報告書概要

【雇入時健康診断における胸部エックス線検査】

- ・従来通り実施することとする。

【海外派遣労働者に対する健康診断における胸部エックス線検査】

- ・海外派遣労働者に対する胸部エックス線検査は、海外に派遣する際および帰国後の労働者の健康管理等のため有用であるため、従来通り実施することとする。

【結核健康診断における胸部エックス線検査】

- ・改正結核予防法では、定期健康診断等において、結核発病のおそれがあると診断された者に6ヶ月後の胸部エックス線検査等の実施を事業者に義務づけていた規定を、医療機関への受診を前提として当該規定が廃止されたため、労働安全衛生法においても同趣旨の検査を廃止する。

【じん肺法に基づく健康診断における胸部エックス線検査】

- ・じん肺に関する胸部エックス線検査は、現在検討中の定期健康診断の胸部エックス線検査の見直し内容にかかわらず、現行どおり毎年実施することとする。

【特定業務従事者の健康診断における胸部エックス線検査】

- ・特定業務の中には、土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務、坑内における業務等もあり、定期健康診断の対象を見直す場合にあっては、特定業務従事者の健康診断については、従来通り年齢を問わず実施する。

【定期健康診断における胸部エックス線検査】

- 1) 40歳以上を対象とする。
- 2) 40歳未満は、医師の判断により省略可。(有所見者等については省略不可。)
 - ※ 労働安全衛生法における胸部エックス線検査では、職場環境(受動喫煙等)等が関与する肺がんの問題、結核や他の呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患: COPD等)、循環器疾患についても、中高年の発症頻度が高いまたは高くなってきていることから、40歳以上に呼吸器疾患等の一般的なスクリーニング検査として胸部エックス線検査を実施することとする。
 - ※ 省略不可の対象者については、有所見者の範囲、結核予防法に規定するハイリスクな事業所の従事者等、職場環境(受動喫煙等)の問題等も念頭におき、下記有効性等とあわせて評価を行うこととする。
- 3) ただし、40歳になるまでは、雇入れ時健診の後、5歳ごとを目途に節目健診を行う。
- 4) 見直しの実施については、
 - ① 定期健康診断として胸部エックス線検査が定着しており、今回の見直しは現在の健康診断制度の大きな変更であるため、労働者に対し、健康確保に対する不安が生じないように配慮する必要があること
 - ② 胸部エックス線検査による健康診断については、国内外で種々の評価があるため、胸部エックス線検査の労働者の健康管理に対する有効性を評価する必要があること等から、本検討会のとりまとめ結果を明確に裏付けるエビデンスを今後さらに得る必要があり、科学的なデータを収集したうえでとりまとめの内容を実施すべきという意見があった。そのため、実施にあたっては調査・研究を行い、必要な関係規則の見直しを行うことが適当である。

がん検診に関する検討会	
平成19年6月26日	資料8

資料8：今後のスケジュール(案)について

今後のスケジュール（案）について

第1回（第16回）検討会（6月26日）

- 肺がん検診の実施状況等について
- 肺がん検診の有効性の評価について
- CT検査の現状について
- その他

第2回（第17回）検討会

- 胸部X線、喀痰診検査の現状について
- 肺がん検診に関する事業評価・精度管理のあり方について
- その他

第3回（第18回）検討会

- 報告書（案）について